

補助事業の基準は適切か？



椎木議員

町長

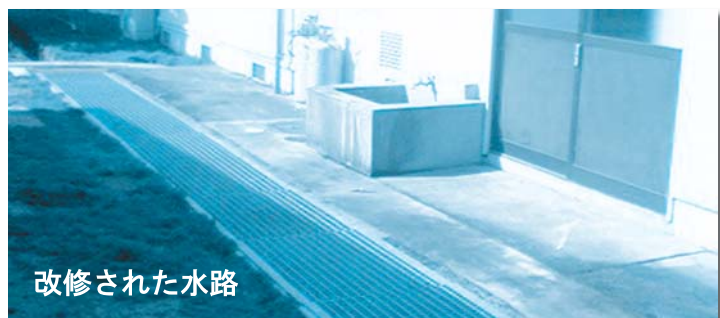
配慮している

【椎木】町の原材料支給制度は、集落の規模、耕作面積にかかわらず、一集落一律50万円以下である。同じ支給規定で農林水産課は機械借り上げ料込み、建設課では別途制限なしと対応が異なっている。しっかり守る農林基盤交付金事業も、旧町単位で一律である。

公平で妥当なのか。

【町長】建設課窓口の集落管理の生活環境道などは、より公共性が高く、道路構造物などが多く事業費が高くなるため、機械借り上げ料は別途にしている。

農林関係は、多くの補助事業制度があり、一定の予算で、多くの集落が利用できる。



改修された水路

ように配慮している。

【町長】建設課は変更せず、農林水産課は運用実態に合わせて原材料支給規定を変更する。

【椎木】合併時の原材料支給規定は、二つの課で運用が異なる。変更すべきでは。

椎木議員

農林水産課は本庁に

町長

現状では困難

【椎木】本町の基幹産業は農業であり、多くの町民がかかわっている産業である。合併後6年を経過し、農業環境、農業政策も大きく変化している。集落、農家が農業政策に対応するには、農林水産課との連携が必要となる。利便性も考え、農林水産課は町の中心にあるべき。

椎木議員

新メニューの取り組みは？

町長

積極的に推進する

【椎木】従来の「農地・水環境保全向上対策」は平成23年度から「農地・水保全管理支払交付金」に名称変更となり、向上活動支援交付金が追加された。町内に対応可能な組織は多くあるが、事業の詳細な説明と補正予算化が必要と考える。

【町長】この事業は集落に軸足を置き、

集落を保全管理活動の主体として位置付け、施設などの長寿化活動を支援するもの。

共同活動支援交付金とあわせて、ほぼ同額を向上活動支援交付金として支払うものであり、積極的に推進する。交付金の負担割合は国2分の1、県と町が各4分の1。6月に補正予算化を検討している。

町長

農業分野に限らず本課の機能は、各課連携と住民の利便性を考えるならば、一方所集中が望ましい。近い将来、組織・

機構の見直しが必要であり、行財政改革審議会の答申をもとに検討すべき課題。したがって現状では困難である。



中山支所にある農林水産課